

幸田町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員)

第2条 教育委員会は、幸田町立学校設置条例（昭和39年幸田町条例第19号）第2条第2項の表に掲げる学校ごとに、推進員を置くことができる。ただし、推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

2 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、学校区ごとに1人を原則とする。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会教育法第9条の7第1項に規定する要件を満たす者のうちから学校区の校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 推進員たるにふさわしくない行為があったとき。

(任期)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(活動内容)

第5条 推進員は、社会教育法第9条の7第2項に規定するもののほか、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域における教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動。
- (2) 幸田町学校運営協議会規則（令和6年4月1日）に基づき設置された学校運営協議会その他の協議体との連絡調整に関する活動。

(秘密保持義務)

第6条 推進員又は推進員であった者は、その活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 推進員に関する庶務は、教育委員会文化スポーツ課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。